

## 貴店の前に灰皿を置かないでください、撤去してください

一般社団法人 日本禁煙学会

<http://www.jstc.or.jp/>

〒162-0063 東京都新宿区市谷薬王寺町 30-5-201

コンビニやサービス業などの店の前に灰皿が置かれると、喫煙する利用客も通行者もそこに集まって喫煙するため、タバコを吸わない利用客も公道の通行者（国民の83%以上が非喫煙者です）も多くが、春夏秋冬をとおり日常的に受動喫煙の危害を被っています。

貴店の前の灰皿は、置かないよう、撤去いただくよう、よろしくをお願いします。

### 【理由】

1. 健康増進法第 25 条と厚生労働省の通知で、「多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである。」とされています。また、「施設の出入口付近に喫煙場所を設けると、施設内に流れ込んだ他人のタバコの煙を吸わされ、その出入口においてもタバコの煙に曝露されるので、ご配慮頂きたい。」とされています。

2. 日本禁煙学会の提言でも、「最低直径 1.4メートルの非喫煙者通行禁止区域円が確保できる場合を除いて、屋外に灰皿を設置すべきでない。」とされています。

3. 屋外を含め、公共の場所での禁煙が広がってきています。しかしコンビニやサービス業などの店の多くで、出入口や店の前に灰皿が置かれ、公道の多数の通行者を含め多くの方が受動喫煙の危害を被り広がっている実態があります。公共的な公道に面して貴店が灰皿を置かねばならない理由や責務は全くありません。

灰皿が置かれていると、喫煙者は喫煙が許可されていると考え、火を付け喫煙をします。かくして街のあちこちに喫煙所が出現し、店の利用客や公道の通行者に受動喫煙の危害を及ぼすこととなりますし、灰皿の場所と風向きにより、タバコの煙は扉の開閉ごとに店内に流入し、店内を汚染し、客と従業員の健康リスクにもなっています。

コンビニやサービス業などの店の前には灰皿を置かない、撤去する、ことが結果的に街を美しく、空気を美味しくします。ご高配をどうぞよろしくお願いいたします。